



近畿地方整備局 滋賀国道事務所	配布日時	平成29年1月15日 8時00分
資料配布		

件名	緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道161号大津市錦織町地先から大津市追分町地先(皇子山ランプ～藤尾北ランプ)を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します。
----	---

概要	<p>●大雪災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、下記の区間を指定します。</p> <p>●当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1"><thead><tr><th>路線名</th><th>指定する区間</th></tr></thead><tbody><tr><td>国道 161号 下り</td><td>大津市錦織町地先 から 大津市追分町地先 まで 延長：4,000m (皇子山ランプ～藤尾北ランプ)</td></tr></tbody></table>	路線名	指定する区間	国道 161号 下り	大津市錦織町地先 から 大津市追分町地先 まで 延長：4,000m (皇子山ランプ～藤尾北ランプ)
路線名	指定する区間				
国道 161号 下り	大津市錦織町地先 から 大津市追分町地先 まで 延長：4,000m (皇子山ランプ～藤尾北ランプ)				

取扱い	—
-----	---

配布場所	滋賀県政記者クラブ
------	-----------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 副 所 長 竹内 智明 管理第二課長 竹沢 幸英 TEL 077-523-1741 (代表) FAX 077-523-1837
------	---